別紙

特用林産物に係る出荷制限等の状況

令和8年10月30日現在

●：国の出荷制限指示又は県の出荷自粛要請

市町村	品目					
	原木しいたけ		乾しいたけ	こしあぶら（野生）	野生きのこ	たらのめ（野生）
	施設栽培	露地栽培				
水戸市		●（一部解除）	※2		●	
日立市	●（一部解除）	●	※1, 2 ●	●	●	
土浦市	●（一部解除）	●（一部解除）	※2			
石岡市	●（一部解除）	●（一部解除）	※2	●	●	
常陸太田市			※1, 2 ●	●	●	
高萩市	●	●	※2	●	●	
北茨城市			※2	●	●	●
笠間市	●（一部解除）	●（一部解除）	※1, 2 ●	●	●	
つくば市			※2		●	
ひたちなか市		●	※2			
守谷市		●	※2			
常陸大宮市		●（一部解除）	※1, 2 ●	●	●	
那珂市		●（一部解除）	※2			
かすみがうら市	●（一部解除）	●（一部解除）	※2			
桜川市		●	※2	●		
行方市		●（一部解除）	※2			
鉾田市	●（一部解除）	●	※2			
つくばみらい市		●	※2			
小美玉市		●（一部解除）	※2			
茨城町	●（一部解除）	●（一部解除）	※2		●	
城里町	●	●（一部解除）	※1, 2 ●	●	●	
阿見町		●（一部解除）	※2			
大子町			※2	●	●	
※上記以外市町村			※2			
合計	9	19	5	10	12	1

※１　平成24年３月以前に加工されたものに限る。

※２　乾しいたけは、出荷制限指示等に該当している市町村及び栽培区分で産出されたものを加工する場合、解除されたロットから産出されたしいたけを使用すること。
　また、出荷制限指示等に該当しない市町村の場合でも、安全性が確認された原材料（生しいたけ）を使用して加工すること。